



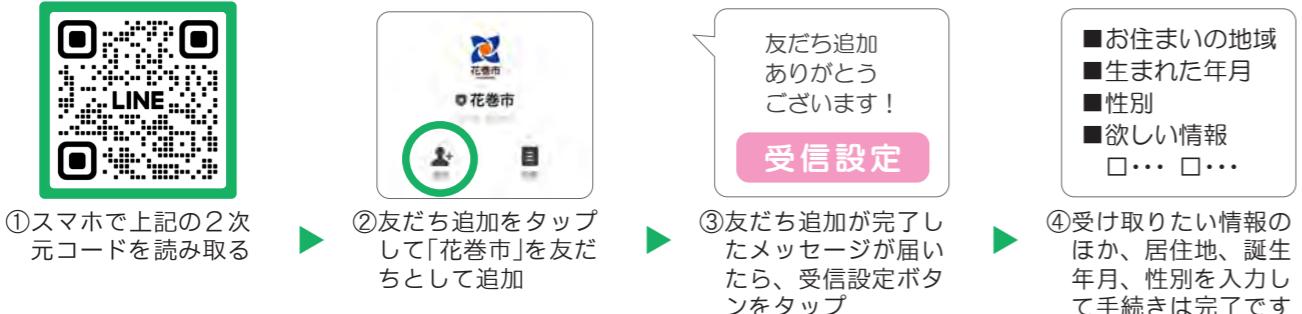
花巻市公式LINE 友だち追加や受信設定はお済みですか？

■LINEによる情報発信を行っています

市では、花巻市公式LINEを活用した情報発信を行っています。市政に関する情報や市内のイベント情報、クマの目撃情報などが、スマートフォンに届きます。

情報を受け取るために花巻市公式LINEを「友だち追加」した上で、受信設定(自分が受け取りたい情報にチェックを入れること)を行う必要があります。

……花巻市を「友だち追加」することや、その後の「受信設定」はとっても簡単です！……



年末年始は行政番組の放送時間帯が下記のとおり
一部変更になります

年末年始のラジオ番組 エフエム・ワンは78.7MHz

12月29日(月)・30日(火)	12月31日(水)	1月1日(木・祝)
6:30 市民の歌	6:30 市民の歌	6:30 市民の歌
6:50 外国語インフォメーション	6:50 外国語インフォメーション	6:50 外国語インフォメーション
7:30 花巻インフォメーション	7:30 花巻インフォメーション	7:30 花巻インフォメーション
7:40 市役所かわら版	7:40 市役所かわら版	7:40 市役所かわら版
7:45 花巻ナビ！	7:45 カルトピ！	7:45 こちら市役所情報局
7:55 くらしのQ&A	7:55 くらしのQ&A	7:55 くらしのQ&A
1月2日(金)	1月3日(土)・4日(日)	1月5日(月)
6:00 市民の歌	6:54 市民の歌	14:00 花巻市長 新春のあいさつ (再放送)
6:15 外国語インフォメーション	8:55 花巻インフォメーション	
7:30 花巻インフォメーション	20:45 花巻インフォメーション	
7:40 市役所かわら版		
7:45 こちら市役所情報局		
7:55 くらしのQ&A		

●**外国語インフォメーション** 市内在住の外国人に役立つ情報を「英語」「韓国語」「中国語」「ベトナム語」でお知らせ

●**市役所かわら版** 広報はなまきの内容をコンパクトにお知らせ

●**カルトピ！** 市内の図書館の新着図書やイベント情報、文化施設のイベント情報などを、施設の職員とパーソナリティによる対談方式で紹介

【問い合わせ】
本館広報情報課(☎41-3504)



20歳の門出をみんなで祝おう 花巻市20歳のつどいの準備を進めています

花巻市20歳のつどいは、式典と記念行事の2部構成で開催。記念行事の部は、20歳を迎える人と19歳を迎える人で構成する「花巻市20歳のつどい実行委員会」が企画や運営を行います。抽選会など、20歳の皆さんのが盛り上がる企画を絶賛準備中の実行委員会から、メッセージが届きました。

実行委員会は20歳13人、19歳7人の20人で活動しています。皆さんのが一度きりのかけがえのない瞬間が、楽しく笑顔あふれる時間になるよう、記念行事の企画や式典の準備を進めています。当日をどうぞお楽しみに！



令和7年度花巻市20歳のつどい

- 日時 令和8年1月10日(土)、午後2時
- 会場 文化会館
- 対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの人

※対象者に案内状を順次送付しています。市外に転出した人などで出席を希望する人は本館生涯学習課へお問い合わせください

- 注意事項 案内状を受け取った対象者のみ入場できます。家族などの入場はできません。

※つどいの様子はYouTube Liveで中継・配信します。詳細は後日、市ホームページでお知らせします



実行委員会では、Instagram・Xで活動中の様子などを情報発信しています(いずれも「花巻市20歳のつどい実行委員会」で検索)。

【問い合わせ】本館生涯学習課(☎41-3587)



新たな建築物の建築を前提に 空き家などの解体費用を支援します

【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3567)

■対象 次のいずれかに該当する個人または法人

- 空き家など(*)の所有者または相続人
- 空き家などの所有者、共有者全員または相続人全員から補助事業実施の同意が得られている人

＊…原則1年以上使用されていない建築物(物置などの付属建築物は除く)

■要件 次の全ての要件を満たすこと

- 市内にある空き家などを解体し、同地番を含めた敷地に、5年以上居住・使用する一

戸建て住宅や店舗などを新築すること

- 市内に本店を有する個人または法人との間に補助対象建築物の解体に係る工事請負契約を締結すること
- 市税などの滞納がないこと

空き家などの解体を考えている人は、工事などを行う前に、新館建築住宅課へご相談ください。対象や要件の詳細、申請方法など詳しくは、市ホームページでご確認ください。



●**花巻インフォメーション** 今日・明日の予定、休日当番医情報などの市からのお知らせ

●**花巻ナビ！** 市内のイベント紹介、市民の皆さんへのインタビューなど

●**こちら市役所情報局** 市の事業や業務を、市の職員とパーソナリティによる対談方式で紹介

●**くらしのQ&A** 皆さんが普段疑問に思っていることや市からのお知らせについて、市の職員が解説

●補助額・上限額

区分	空き家などの建築年	補助額	上限額
市内全域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	50万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	40万円
市が指定する、まちなかなどのエリア	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	100万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	100万円